

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

(有)垣花建設

宮古島市平良字久貝881-10

47-004092

代表者 垣花 幸次郎

(土木-B、建築-C、造園)

2. 指名停止措置期間

平成26年4月30日～平成26年5月29日(1か月)

3. 指名停止措置の範囲

沖縄県農林水産部が発注する全ての工事(下請けを含む)

4. 事実概要

(有)垣花建設は、宮古農林水産振興センター発注の「仲筋海岸防災林造成工事(H24-1)」において、落札したにもかかわらず、工期内の完成が不可能であることを理由として、契約を辞退した。

5. 指名停止措置理由

「沖縄県農林水産部工事請負契約に係る指名停止等の措置及び指名停止審査会に関する要領」第6条第1項に基づく別表第2の13「不正又は不誠実な行為等」に該当する。

指名停止措置要領別表第1

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為等) 13 別表第1及び全各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定した日から 1ヶ月以上9ヶ月以内